

【重要】法人 JA ネットバンクをご利用のお客様へ（お知らせ）

平素より JA ネットバンクをご利用いただきありがとうございます。

さて、2023 年 10 月 1 日より開始されるインボイス制度につきまして、法人 JA ネットバンクのうち、一部取引について適格請求書が発行されないため、下記のとおり対応させていただきますのでお知らせいたします。

ご不便をおかけし申し訳ございませんが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 対象のお客様

法人 JA ネットバンクの振込・振替サービスをご利用、かつ手数料決済方法が「即納方式(*1)」のお客様

(*1)振込・振替サービスをご利用の都度、即時に手数料をお支払いいただくご契約です。

2 対象のお取引

振込・振替サービス

3 対応方法

以下の 3 点をお手元にご準備いただくことで、適格請求書の要件を満たしますため、必要なお客様はお取引 JA までお問い合わせ、ご請求のうえお手元に保管ください。

- ・通帳(*2)
- ・法人 JA ネットバンク振込・振替手数料一覧表(*3)
- ・法人 JA ネットバンク利用規定(*4)

(*2)すでにお手元にある通帳になります。なお、通帳を不発行としているお客様はダイレクトメールで送付される「お取引明細書(ZJS-02401)」または「当座勘定照合表(ZJS-02401)」になります。

(*3)法人 JA ネットバンクホームページに掲載されている一覧表ではなく、JA より交付された消費税額、消費税率が記載された一覧表が必要となります。

(*4) 2023 年 10 月 1 日に、法人 JA ネットバンクホームページに掲載されている JA ごとの利用規定に適格請求書発行事業者名および登録番号を追記いたします。なお、適格請求書の要件を満たすためには、改めて JA より交付された適格請求書発行事業者名および登録番号が記載された利用規定が必要となります。

以上